

## 武蔵野市保育料審議会について

### 1 設置の根拠・目的

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 26 年 12 月 25 日条例第 44 号）第 7 条及び武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 17 号）第 7 条の規定に基づき、利用者負担の額について諮問をするため、本審議会を設置する。

### 2 委員の構成

審議会は、認可保育所関係者、地域型保育事業及び認証保育所関係者、保育園保護者、幼稚園関係者、幼稚園保護者、子育て支援施設関係者、学識経験者、公認会計士、医療関係者、福祉関係者等で構成する。（資料 1 「武蔵野市保育料審議会委員名簿」のとおり）

### 3 委員の任期

令和 4 年 6 月 30 日から同年 10 月 31 日まで